

『ふるさと納税ワンストップ特例制度』が創設されました

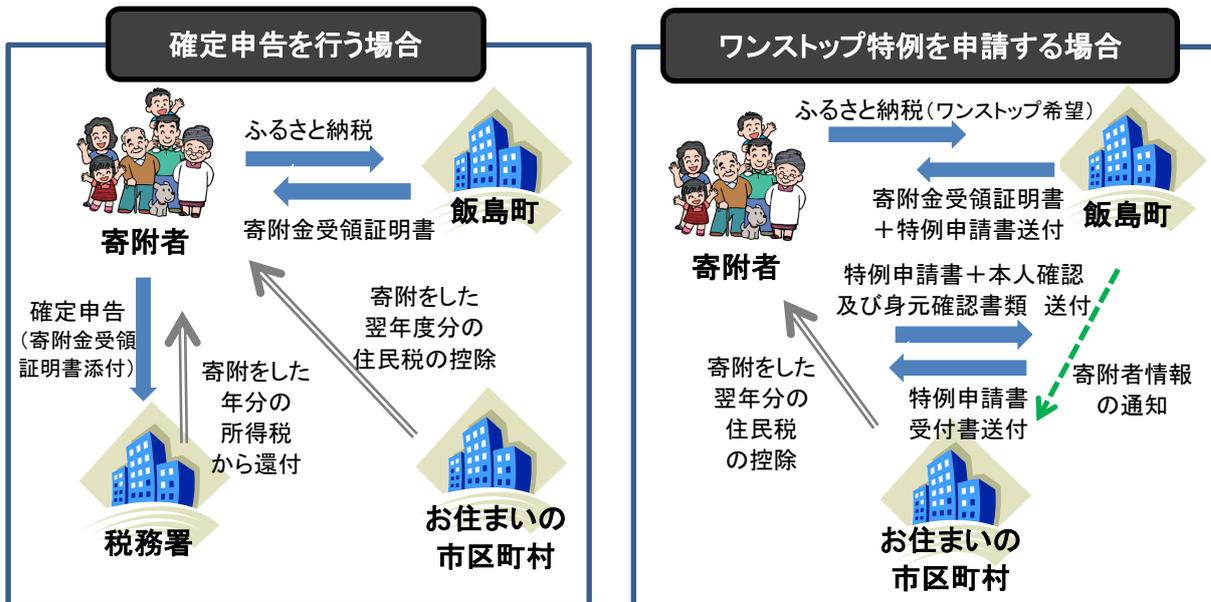
『ワンストップ特例制度とは』

- ◆確定申告や住民税申告が不要な給与所得者や年金所得者がふるさと納税(寄附)をした場合に、ふるさと納税に係る寄附金控除の税務申告手続きを簡素化する特例的な制度です。
- ◆ふるさと納税の際に、寄附者が飯島町へワンストップ特例制度の申請をされると、飯島町と寄附者の住所地市区町村間で寄附者情報(寄附金額を含む)の通知を行い、ふるさと納税をした翌年分の住民税より減額(ワンストップで控除)されます。
- ◆寄附先の団体数が5団体以下の方に限ります。

※ご注意ください※申請が無効となる場合があります

『ワンストップ特例制度』を申請していても、次の項目に当てはまる場合申請は無効となります。ご注意ください。

- ◆確定申告・住民税申告をする場合。(医療費控除、所得の申告を含む)
 - ◆5団体を超えてふるさと納税(寄附)を行う場合。
- 税務申告する際に、寄附金控除の申告も忘れずに行ってください。



ワンストップ特例制度を受けるには

飯島町では・・・

- ①寄附の申出時に『ワンストップ特例制度』を”利用する”をお選びいただけます。
 - ②寄附後にお礼状・寄附金受領証明書と一緒に送られる「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を受取ります。
 - ③「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」へ必要事項を記入し、「個人番号(マイナンバー)」の本人確認及び身元(実在)確認書類と共に送付下さい。(切手代は寄附者負担となります。)
 - ④「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の記載事項を飯島町で確認後、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書」が返送されますので、お受取下さい。(この書類が届かない場合は受付が完了していません。)
- ①～④までの手続きが完了して、ワンストップ特例制度の申請が受付され完了した事となります。

【転居による住所変更などがあった場合】提出済の申請書の内容に変更が生じた場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、飯島町へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出する必要がありますのでご注意ください。

飯島町では確定申告の際の添付書類としてお使いいただける「寄附金受領証明書」を、ご寄附いただいた方全員にお送りしています。確定申告、住民税申告等が必要となった場合は、そちらをお使いください。

ご注意ください！

確定申告する方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

「ワンストップ特例を申請しても適用されない場合」とは…

- **医療費控除の申告などのため確定申告をした、または住民税の申告をした場合**
- **6団体以上にワンストップ特例を申請した場合**
- **寄附した翌年の1月1日の住所が、申請書に記載された市町村でなくなったが 変更の届出がされていない場合**

※ ワンストップ特例を申請した後で、町外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに飯島町役場に届け出れば特例が適用されます。

上記の「ワンストップ特例が適用されない場合」に該当した方が、ふるさと納税にかかる寄附金控除を受ける場合は…

⇒ **確定申告をして、寄附金控除について申告をしていただく必要があります。**

※ 医療費控除等のための確定申告または住民税申告をされる場合は、同時に寄附金控除についても申告をしてください。

(参考)ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

